

協議第19号

障害者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3 <u>交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>4 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「調整第153号（協議第19号） 障害者福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 略 2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。 3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。 5 略	1 略 2 町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。 3 交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。 4 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 略

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町村障害者年金等制度	・名称 重度心身障害児家庭見舞金 ・支給対象 引き続き3月以上居宅において身体の機能の障害若しくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する年齢18歳未満の者で、同一の状態が6月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭 ・支給額 月額5,000円	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
身体障害者サービス事業（支援費対象外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 重度身体障害者の自立の促進、生活改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。</li> <li>・対象者 在宅の重度身体障害者（1級又は2級の手帳交付者）</li> <li>・自己負担 1回500円 食事加算420円 入浴加算410円 送迎加算550円（片道）</li> <li>・委託先 幕別町社会福祉協議会 社会福祉法人幕別真幸協会</li> </ul>	該当なし	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u>
身体障害者等医療費助成事業	該当なし	該当なし	<u>事業のあり方について、合併時までに調整する。</u>	（削除）

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
交通費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 心身障害児通所交通費等助成事業</li> <li>・助成の額 自動車及びバス 実費 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 町外の小中学校及び義務教育諸学校に通所する場合 月額10,000円限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 心身障害児療育施設通園旅費等助成事業</li> <li>・助成の額 鉄道及びバス料金の2分の1</li> </ul>	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に統合する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 特定疾患患者等通院交通費助成事業</li> <li>・助成対象 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で特定疾患の治療のため、医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者。</li> <li>・助成額 自動車及びバス 実費(運賃の割引を受けることができる場合は、割引額を控除する。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 航空運賃の2分の1(道外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 特定疾患患者通院費助成事業</li> <li>・助成対象 特定疾患患者又はその保護者で村外の医療機関(十勝管内に限る。)に通院する者。ただし、前年の所得税非課税世帯に属する者に限る。</li> <li>・助成額 鉄道及びバス料金を基準として自己負担額の2分の1を助成。ただし、週1回を限度とし、経費については、本村から当該医療機関が所在する市町村間までの駅又はバス停を算定基準とする。</li> </ul>		

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
交通費助成制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 精神障害回復者施設通所交通費助成事業</li> <li>・助成額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳又は療育手帳を有し、運賃の割引となる額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 在宅精神障害者通所施設交通費助成事業</li> <li>・助成額 鉄道及びバス料金を基準として交通費の全額を助成。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 じん臓機能障害者通院交通費助成事業</li> <li>・助成の額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳を有し、運賃の割引の適用となるべき額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) タクシー 実費の2分の1</li> </ul>	該当なし		
心身障害者ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 心身の障害及び傷病等の理由により日常生活を営むのに支障がある重度心身障害者のいる家庭で、本人又はその家族が介護サービスを必要とする者。</li> <li>・利用者負担 別紙4のとおり</li> <li>・事業実績 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者 重度の心身障害者 その他村長が特に必要と認めた者</li> <li>・利用者負担 別紙4のとおり</li> <li>・事業実績 なし</li> </ul>	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に統合する。